

公立大学法人名古屋市立大学次世代育成支援行動計画

1 趣 旨

この計画は、次世代育成支援対策推進法及び男女共同参画社会基本法の趣旨に基づき、教職員の子育て、家庭生活と仕事の両立を可能にする労働環境の整備に対する名古屋市立大学の基本方針と具体的な行動計画を定めたものである。

2 計画期間等

(1) 計画期間

2008年4月1日から2011年3月31日まで

(2) 計画の見直し

計画期間中における社会状況の変化や職員からの要望等をふまえ、本計画を弾力的に見直し、変更できるものとする。

3 目標と対策

(1) 子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立を支援するための雇用環境の整備に関する事項

目標1 妊娠・出産、育児に関する諸制度の利用促進を図る。

【対策】

妊娠・出産・育児のための勤務時間の短縮措置、子の看護のための休暇、出産に対する経済的支援措置等、教職員の仕事と育児の両立を支援する制度全般について、大学内のWebサイト等を通じて制度の内容等に関する情報提供を行う。

本人あるいは配偶者の出産を予定している職員及び子どもを養育する職員が利用できるように、両立支援制度の周知を徹底し、利用促進を図る。

目標2 男性教職員の、出産や育児にかかわる制度を整備し、利用促進を図る。

【対策】

配偶者の出産のための休暇拡充に関する検討を行い、制度の改正を行う。

配偶者の妊娠及び出産に伴い、男性教職員が利用できる両立支援制度の周知・啓発を行い、利用の促進を図る。

目標3 子育てを行う教職員の実態に応じた支援制度の導入を検討する。

【対策】

子育てを行う職員の早朝・夜間・休日労働の免除、勤務時間のシフト変更など、子育てを行う教職員の実態に応じた新しい両立支援制度の導入を検討する。
制度の改正を行った場合、周知・啓発を十分に行い、利用の促進を図る。

目標4 子育てを行う全ての教職員が利用できる学内保育所を整備し、運営を行う。

【対策】

子育てを行う全ての教職員が利用できる学内保育所を 2007 年度中に整備し、2008 年 4 月から運営を行う。
夜間保育(24 時間)や病児・病後児保育を実施し、子育てを行う教職員の実態に応じた利用環境を提供する。

(2) 働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備に関する事項

目標1 所定外労働を削減するための措置を講ずる。

【対策】

ノー残業デー、ノー残業ウィークの設定など、残業をしない意識改革のための取り組みを行う。
所定外労働を少なくするため、事務の簡素化、合理化を推進する。

目標2 年次有給休暇の取得促進を図るための措置を講ずる。

【対策】

年次有給休暇の取得計画表作成などによって、年次有給休暇の計画的取得、年次有給休暇を取得しやすい環境づくりに努め、取得促進を図る。
管理職が率先して年次休暇を取得し、積極的に他の職員にも休暇取得を促す。

目標3 フレックスタイム制度など、仕事と生活の両立を支える制度の新設を検討する。

【対策】

フレックスタイム制度など職場の実態に応じた柔軟な働き方に関する新制度の導入を検討する。

制度の改正を行った場合、周知・啓発を十分行い、利用の促進を図る。

(3) その他次世代育成支援対策に関する事項

目標1 地域の子どもの学習活動等へ参画し、地域社会における子育て支援への貢献を図る。
--

【対策】

本学の教員が小中高校へ出向き、専門分野の内容を分かりやすく教える、「教えて博士！なぜ？なに？ゼミナール」の実施など、子どもの学習活動へ参画し、地域社会における子育て支援を推進する。

バナナの皮から紙をつくる、バナナペーパープロジェクトを通じて、次世代を担う子ども達への環境教育を推進する。